

生駒市規則第20号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則（平成13年6月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第6号中「別表」を「別表第1」に改め、同号を同表第7号とし、同表第5号中「別表」を「別表第1」に改め、同号を同表第6号とし、同表第4号中「別表」を「別表第1」に改め、同号を同表第5号とし、同表第3号中「生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）別表備考第8項に規定する要保護者等世帯」を「条例別表第2備考第9項各号に掲げる世帯」に、「条例別表」を「条例別表第1」に、「1子」を「第1子」に、「に0.5を乗じて」を「から3,000円を控除して」に改め、同号を同表第4号とし、同表第2号中「別表」を「別表第1」に、「第4号」を「第5号」に改め、同号を同表第3号とし、同表第1号中「別表」を「別表第1」に、「B階層からC₃階層まで」を「C₂階層又はC₃階層」に、「第4号」を「第5号」に改め、同号を同表第2号とし、同表に第1号として次の1号を加える。

(1) 特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、条例別表第1のB階層又はC ₁ 階層に該当する世帯において、当該特定被監護者等うちの第2子である園児（第5号に該当する園児を除く。）	保育料の額の全額
--	----------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。